

## もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領

18水管第4226号

平成19年3月30日

水産庁長官通知

一部改正

19水管第1915号

平成19年11月9日

一部改正

20水管第1163号

平成20年8月11日

一部改正

20水管第1516号

平成20年9月30日

一部改正

20水管第1583号

平成20年10月6日

一部改正

20水管第1653号

平成20年10月24日

一部改正

20水管第2215号

平成21年1月27日

### 第1 実証事業の実施

漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱（平成19年3月29日付け18水管第4158号農林水産省事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の2の（1）及び（4）に基づく実証事業の実施は、以下によるものとする。

#### 1 実証事業の趣旨

##### （1）もうかる漁業創設支援事業

ア 改革型漁船の収益性改善の実証事業は、省エネ、省人、省力化型の改革型漁船等新しい操業体制の収益性を実証することにより、地域・グループの漁業者の新しい操業体制への転換を促進しようとするものである。

イ 漁船の収益性回復の実証事業は、以下の実証の取組みを行うことにより、償却前利益を確保できる操業形態へ転換を促進しようとするものである。

（ア）漁業の用に供する燃油（以下「漁業用燃油」という。）使用量の10%以上の削減及びその他のコスト削減と付加価値向上を確保する操業の実証又は3%以上の生産性を向上させる操業の実証

（イ）遠洋漁業における操業手法や流通のあり方などの抜本的な変革を行い、将来にわたり安定した漁業収益を確保する新たな操業の実証

（ウ）海外漁場における我が国の権益を確保し、我が国漁業者の国際漁場における競争力を強化するための途上国での合併事業の実証

(エ) 遠洋底びき網漁業の中長期的な安定を図る観点から、海外における新規漁場を確保するための操業体制の実証

## (2) 省燃油操業実証事業

この事業は、漁業者のグループによる取組みであって、原則5隻以上の漁船が参加して、単に休漁するのみでなく、新たな操業形態へ移行することにより、漁業用燃油の使用量の10パーセント以上を削減することを目指すものである。

## 2 事業の内容

### (1) もうかる漁業創設支援事業

ア 事業実施者(実施要綱第3の2の(1)のアに規定する「地域協議会が選定した水産業協同組合等」をいう。以下、当該事業に関し同じ。)は、公募により実証事業に用いる漁船を選定し、その所有者(以下単に「所有者」という。)と別添1のもうかる漁業創設支援事業用船料算定基準(以下「算定基準」という。)に基づき、用船契約を締結するものとする。

イ 事業実施者は、用船契約を締結した漁船を使用して、新しい操業体制による漁獲、水揚げ・出荷等を行うものとする。

ウ 実証事業における用船の運航に要する燃油、資材、販売管理その他実証事業を行うために必要な経費については、事業実施者が直接支払うものとする。

エ 実証事業における漁獲物は、全て事業実施者に帰属するものとし、事業実施者が認定改革計画に基づいて販売するものとする。所有者は、漁獲物について認定改革計画に基づく善良な品質管理をしなければならないものとする。

オ 事業実施者は、事業期間の終了後及びすべての事業終了後、損益計算を行うとともに実証の結果を取りまとめ、認定改革計画の参加者等に対して普及・啓発を図るものとする。

### (2) 省燃油操業実証事業

ア 事業実施者(実施要綱第3の2の(4)に規定する「協議会運営者が選定した水産業協同組合等」をいう。以下、当該事業に関し同じ。)は、実証事業を行わせる漁業者(漁業者グループを含む。以下同じ。)と、基準年の漁業用燃油の使用量(平成19年の使用量。ただし、漁船事故により長期休漁を余儀なくされ、平成19年の使用状況が例年と著しく異なる等、本事業を実施する上での基準として適当でない場合には、平成18年、平成17年もしくは平成18年及び17年の平均の漁業用燃油の使用量、又は水産庁長官が特に認める値。以下同じ。)から10パーセント削減した数量を限度に、当該漁業者が指定する燃油販売業者(燃油の販売を行う漁業協同組合等を含む。)から燃油を調達して、供給すること等を内容とする事業契約を締結するものとする。

イ 事業契約を締結した漁業者(以下「契約漁業者」という。)は、新しい操業体制による漁獲、水揚げ・出荷等を行うものとする。

ウ 実証事業に要する経費のうち、燃油費については、事業実施者が支払うものと

する。

エ 契約漁業者は、善良なる管理者の注意をもって漁獲物及びその製品を管理するとともに、アの事業契約で定めるところにより、その漁獲物の販売に係る代金をもれなく事業実施者に報告するとともに、第3の2の(2)に規定する助成金の返還のための資金を、事業実施者に支払うものとする。

オ 事業実施者、漁業者及び燃油販売業者は、エの支払いを確実に履行するため、それぞれ契約を締結することができる。

カ 事業実施者は、事業期間の終了後及びすべての事業終了後、実証の結果を取りまとめ、認定計画の参加者等に対して普及・啓発を図るものとする。

### 3 事業期間

#### (1) もうかる漁業創設支援事業

ア この事業は、1事業期間を1年とする。ただし、1航海当たりの航海日数が長期にわたるなどの理由により、それによりがたい場合には、事前に水産庁長官と協議の上定めることができるものとする。

イ この事業は、事業を開始した日から起算して3年(漁船の収益性回復の実証事業にあっては、2年)を超えて実施することはできないものとする。

#### (2) 省燃油操業実証事業

この事業は、事業を開始した日から起算して1年を超えて実施することはできないものとする。ただし、1年目の状況を踏まえて操業形態のさらなる見直しを行う場合等、事業を継続実施する必要性を水産庁長官が特に認めた場合には、事業を開始した日から起算して2年まで実施できるものとする。

### 4 販売代金の管理等

(1) 事業実施者は、事業期間中の漁獲物の販売代金に係る代金を助成金の返還に充てるため、事業期間毎の特別勘定を設け、その全額を繰り入れることにより管理するものとする。

(2) 助成金の返還後になお当該勘定に残った資金については、乗組員等へのインセンティブのための報奨金を含め、地域プロジェクトに活用するものとする。

(3) 省燃油操業実証事業にあっては、事業実施者は(1)及び(2)にかかわらず、第1の2の(2)の工により支払われた資金を助成金の返還に充てるため、事業期間毎の特別勘定を設け、その全額を繰り入れることにより管理するとともに、少なくとも3か月ごと(特段の事情について、事業実施者の申請に基づき、事業主体が水産庁長官と協議の上、実施計画を認定した場合を除く。)に、当該特別勘定の資金の全部又は一部を事業主体に納付するものとする。

(4) (3)により納付する金額は、契約漁業者それぞれにつき以下の算式により得られる金額を合計して得られる額を基準とする。

$$A - (A - B) \times 0.9$$

この場合において、

A は、当該3か月間に使用した漁業用燃油の額

B は、当該3か月間に使用した漁業用燃油の量に、平成19年12月末の燃油価格を乗じて得られる額（A が B を下回る場合には、A = B とする。）

## 5 事業の終了等

### (1) 事業の終了

水産庁長官は、もうかる漁業創設支援事業の事業期間の販売に係る代金の総額が、第2の3の(1)により確定した助成金の額を上回った時は、事業主体及び事業実施者に対して当該事業の終了を命ずるものとする。この際、事業実施者が既に次事業期間の実証事業を開始し、事業主体から当該事業期間に係る助成金の交付を既に受けていた場合には、事業主体は、事業実施者に対して当該助成金の全部について返還を命じることとする。

### (2) 事業の中止等

ア 次に掲げるいずれかに該当する場合には、水産庁長官は、事業主体及び事業実施者に対して事業の中止を命じることとする。この際、もうかる漁業創設支援事業にあっては、中止を命じた要因が発生した事業期間において既に支払いをしていた助成金の全部について返還を命じ、省燃油操業実証事業にあっては、本事業が終了したものとみなし、本要領の規定に従い、助成金の返還等を命じることとする。

(ア) 所有者が漁船漁業経営の中止をしたとき

(イ) 事業実施者と所有者が用船契約を解除したとき（省燃油操業実証事業にあっては、事業実施者と契約漁業者が事業契約を解除したとき）

(ウ) 事業実施者が水産庁長官又は事業主体に対して虚偽の報告を行ったとき

(エ) 事業実施者（省燃油操業実証事業にあっては、事業実施者又は契約漁業者）がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は事業主体から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき

(オ) その他水産庁長官が事業を継続することが不相当と判断したとき

イ 事業実施者は、省燃油操業実証事業に参加する契約漁業者について、実証事業の目的を達成したと認められるときは、事業期間途中であっても、当該漁業者を事業から退出させることができる。この場合には、事業実施者は、当該契約漁業者に関して、既に支払いを受けた助成金を直ちに事業主体に返還しなければならない。また、基準年及び事業退出以前の当該契約に関する月別水揚金額及び月別燃油使用実績を事業主体に報告するものとする。

## 6 手続き等

( 1 ) 事業実施計画の承認等

ア 事業実施者は、事業期間ごとに算定基準に基づき用船料を算出して所有者と用船契約（省燃油操業実証事業にあつては、漁業者と事業契約）を締結するものとする。

イ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業期間ごとに別紙様式第 1 号によるもうかる漁業創設支援事業実施計画をこの事業に使用する漁船の用船契約書（案）（省燃油操業実証事業にあつては、別紙様式第 9 号による省燃油操業実証事業計画を、この事業に使用する事業契約書（案））を添付の上、事業主体を經由して水産庁長官に提出し、その承認を受ける（省燃油操業実証事業にあつては、補助事業者を經由して事業主体に提出し、その認定を受ける）ものとする。

ウ もうかる漁業創設支援事業にあつては、水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には、当該実施計画を承認するものとする。

（ア）認定改革計画に沿った内容であること

（イ）1 から 5 までに規定された内容を満たしていること

（ウ）用船契約において、事業実施者が、所有者に対して、乗組員が操業に最善の努力を払うよう管理する義務を課すとともに、操業状況が好ましくないと判断した時は用船契約を解除することを定めていること

（エ）助成金の対象とする費用が第 2 の 1 の規定に合致していること

（オ）実証に用いる漁船の用船料が、算定基準に合致していること

エ ウにかかわらず、省燃油操業実証事業にあつては、事業主体は、補助事業者から、次の要件が満たされており妥当である旨の意見を付して進達があつた場合には、当該事業計画を認定するものとする。

（ア）1 から 5 までに規定された内容を満たしていること

（イ）助成金の対象とする費用が第 2 の 1 の規定に合致していること

（ウ）必要に応じて、事業実施者が、都道府県の指導を受けることとしていること

オ 事業実施者は、ウの承認又はエの認定を受けた実施計画を変更する場合には、イからエに準じて処理するものとする。

( 2 ) 実施状況の報告等

ア 事業実施者は、毎事業期間終了後 30 日以内に、別紙様式第 2 号により実施状況報告書を作成し、事業主体を經由して水産庁長官に提出（省燃油操業実証事業にあつては、毎事業期間終了後 90 日以内に、別紙様式第 10 号により、実施状況報告書を作成し、事業主体に提出するほか、事業主体を經由して、水産庁長官あてに提出するとともに、実施状況報告書の写しを補助事業者に提出）するものとする。

イ 事業実施者は、この事業の全てを終了した場合には、別紙様式第 3 号により実証事業報告書を作成し、アに準じて提出するものとする。

## 第2 助成金の交付等

実施要綱第3の2の(1)のアに規定する助成金の交付は、以下によるものとする。

### 1 助成金の対象費用

この事業において助成金の対象とする費用の範囲は、別添2のとおりとし、省燃油操業実証事業にあつては、次のとおりとする。

ア 事業に要した燃油費(ただし、燃油消費量については、基準年の漁業用燃油の使用量から10パーセント削減した数量を限度とする。以下同じ)

イ 実証結果の取りまとめに要する経費(事業実施者が当該実証事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業に要した燃油費の2%以内とする。)

### 2 助成金の交付

(1) 事業実施者は、第1の6の(1)のイの承認又は認定を受けたときは、別紙様式第4号(省燃油操業実証事業にあつては、別紙様式第11号)により1事業期間における助成金交付申請計画を作成し、事業主体に提出するものとする。この際、もうかる漁業創設支援事業においては、最初に交付申請をできる額は、当該事業期間の助成金の所要額の2割以内の額とするが、1航海当たりの航海日数が長期にわたるなどの理由により、それによりがたい場合には、事前に水産庁及び事業主体に協議するものとする。

(2) 事業主体は、事業実施者から、助成金交付申請計画書の提出があつた場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別紙様式第5号(省燃油操業実証事業にあつては、別紙様式第12号)により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。この際、特に第1の3の(1)のただし書きにより1事業期間が1年を超える場合については、もうかる漁業創設支援事業助成勘定の資金状況を十分に勘案するものとする。

(3) 事業実施者は、(2)で了承された助成金交付申請計画に基づき、この事業に要する経費について別紙様式第6号(省燃油操業実証事業にあつては、別紙様式第13号)により概算払いを請求することができるものとする。

(4) 事業主体は、了承した助成金交付申請計画書に基づき事業実施者から概算払い請求書の提出があつた場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

(5) 事業実施者は、この事業の実施に充てるための特別会計を設け、事業主体から助成金の交付を受けた場合には、この特別会計に繰り入れて管理するものとする。

(6) 事業実施者は、1事業期間の事業終了後、別紙様式7号(省燃油操業実証事業にあつては、別紙様式第14号)の助成金精算報告書に第1の6の(2)のア

の実施状況報告書を添付して（省燃油操業実証事業においては、補助事業者を経由して）事業主体に提出するものとする。

（ 7 ）事業主体は、（省燃油操業実証事業にあつては、補助事業者の協力を得て、）事業実施者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に事業実施者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、事業主体に対し、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

（ 8 ）省燃油操業実証事業にあつては、事業実施者は、事務を円滑に行うため、別記様式第 1 6 号により概算払請求を交付申請計画の提出と同時にすることができるものとする。これによって行われた概算払請求は、（ 2 ）による了承が行われた時に有効となるものとする。

### 3 助成金の額の確定

（ 1 ）事業主体又は補助事業者は、第 1 の 6 の（ 2 ）のアに基づき事業実施者から提出された事業実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められたときは（省燃油操業実証事業においては、補助事業者から、事業実施状況報告書の内容を審査の上、妥当である旨の意見を付して進達があつたときは）、助成金の額を確定し、別紙様式第 8 号（省燃油操業実証事業にあつては、別紙様式第 1 5 号）により当該確定した額（以下「確定額」という。）を事業実施者に対して通知するものとする。

（ 2 ）事業主体は、事業実施状況報告書の内容を確認するために必要と認めたときは、事業実施者に対してこの事業に係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。

## 第 3 助成金の返還

助成金の返還は、以下によるものとする。

### 1 返還すべき助成金の額

（ 1 ）もうかる漁業創設支援事業における返還すべき助成金の額は、確定額とする。  
ただし、当該事業期間の漁獲物の販売に係る代金の総額が確定額を下回る場合には、その差額の 2 分の 1 に相当する額と販売に係る代金の総額との合計を返還すべき助成金の額とする。

（ 2 ）漁船の収益性回復の実証事業において返還すべき助成金の額は、第 1 の 6 の（ 1 ）のイのもうかる漁業創設支援事業実施計画において事前に選択することにより、（ 1 ）にかかわらず以下の算式により得られた金額とすることができる。

$$A - (A - B) \times 0.9$$

この場合において、

A は、確定額

B は、当該事業期間の漁獲物の販売に係る代金の総額

（ 3 ）省燃油操業実証事業において、返還すべき助成金の額は、契約漁業者それぞれについて以下の算式により得られた金額（ただし、実証事業に要した燃油費を上限

とする。以下同じ)の合計から、第1の4の(3)により既に事業主体に納付した金額を控除して得られる金額とする。

$$A - (A - B - C) \times 0.9$$

この場合において、

A は、実証事業に要した燃油費

B は、平成19年12月末の燃油価格に、基準年の漁業用燃油の使用量に0.9を乗じて得た量を乗じて得た額(AがBを下回る場合には、A = Bとする。)

Cは、当該事業期間の漁獲物の販売代金の総額から、基準年の漁獲物の販売代金(基準年の漁業用燃油の使用量の算定に準じて算定されたものとする。)の総額を差し引いた額(この額が負となる場合及びAがBを下回る場合には、C = 0とする。)

(4) 省燃油操業実証事業においては、計画に基づく燃油使用量の10%以上の削減が達成できなかった場合においては、事業に要した燃油費とする。

## 2 助成金の返還

(1) 事業主体は、第2の3の(1)により助成金の額を確定したときは、速やかに事業実施状況報告書を基に返還すべき助成金の額を決定し、事業実施者に対し、別紙様式第8号の額の確定通知と併せて助成金の返還を命令するものとする。

(2) 事業実施者は、(1)により事業主体から命じられた返還期日までに第1の4の(1)の勘定(省燃油操業実証事業にあつては、第1の4の(3)の勘定)から助成金を返還しなければならない。

(3) 事業実施者は、当該勘定の資金の額が返還すべき助成金の額に満たないときは、不足額を自己負担することにより返還することのほか、所有者又は契約漁業者と協議の上、所有者又は契約漁業者にその一部又は全部を負担させることにより、助成金を返還することができるものとする。

(4) 事業主体は、(1)の返還期日までに事業実施者から助成金の返還が行われなかった場合には、速やかに水産庁長官に報告するとともに、事業実施者に対して返還に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 第4 その他

1 事業主体は、この事業の適切な実施のため、この実施要領に定めるもののほか、水産庁長官の承認を得て定める諸規程に基づいて行うものとする。

2 水産庁長官は、省燃油操業実証事業の円滑な実施を確保するため、必要と認めるときは、事業主体、補助事業者又は事業実施者に対し、この要領の規定の運用に関し、指示をすることができるものとする。

## 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。